

令和4年5月17日

建設技術センター研修の中止基準

—新型コロナウイルス感染症関連—

以下に1つでも該当する場合は、当センター研修を中止とする。

- ・ 指定管理者の施設運用方針により、教室利用が不可となった場合
- ・ 建設技術センター所長が中止と判断した場合

※中止基準への該当の有無に関わらず、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底を図るため、各研修の所管課と協議のうえ、「オンライン方式」や「オンデマンド方式」での研修を積極的に活用するものとする。